**令和４年度 宮城県社会福祉協議会 保育士修学資金貸付の手引き**

１　趣　旨

　　指定保育士養成施設（以下「養成施設」という。）に在学し，卒業後，宮城県内で保育士として就労する学生に対し，修学資金を貸与して修学を容易にすることにより，保育士の養成・確保に資することを目的とします。

２　貸付内容

　（１）貸付額

　　　　①修学資金　　月額５万円以内（総額６０万円以内）

　　　　②入学準備金　２０万円以内（任意）

　　　　③就職準備金　２０万円以内（任意）

　　　　④生活費加算　生活扶助基準の居宅（第１類）のうち，申込者の貸付申請時における居住及び年齢に対応する区分の額に相当する額（1,000円未満切り捨て）

　（２）貸付期間　　　修学資金の貸付期間は原則１年間とする。

　　　　　　　　　　　なお，貸付に当たっては同一の貸付対象者に対し，２回までとする。

ただし，貸付の申請及び決定は年度毎に行う。

　（３）利　子　　無利子（ただし，返還期間を過ぎた場合，年３％の延滞利子が発生します）

　（４）交　付　　年２回（前期６か月分，後期６か月分）

３　返還免除

　　次の（１）～（４）すべてを満たしていることが必要です。

　（１）養成施設を卒業した日から，１年以内に

　（２）保育士登録を行い

　（３）宮城県内の指定施設（別表）において

　（４）５年間継続して保育士として従事した場合（過疎地域で従事した場合，または中高年離職者の場合は３年間です。）

　　　※過疎地域：七ヶ宿町，丸森町，山元町，大崎市（旧岩出山町，旧鳴子町，旧田尻町の区域のみ），加美町，美里町（旧南郷町の区域のみ），栗原市，登米市（旧登米町，旧東和町，旧津山町，旧米山町，旧石越町の区域のみ），石巻市（旧河北町，旧雄勝町，旧北上町，旧牡鹿町の区域のみ），東松島市（旧鳴瀬町の区域のみ）， 気仙沼市，南三陸町

　　　※中高年離職者：養成施設入学時点において４５歳以上で，かつ離職して２年以内の方

４　返還の猶予

　　返還免除を受けるまでの間，次に該当する場合は，返還の猶予が可能です。

　（１）修学資金の貸付契約を解除された後も引き続き当該養成施設に在学しているとき

　（２）養成施設卒業後１年以内に県内の指定施設において保育士業務に従事しているとき

　（３）災害，疾病，負傷，その他やむを得ない事由により返還の債務が履行できないと認められるとき。

５　返還

　（１）返還期間　15年以内で宮城県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）の会長が定める期間内（返還は，貸付終了月の翌月より開始）

　（２）返還方法　月賦，又は半年賦の均等払い（一括払い，繰上げ返還も可）

　（３）延滞利子　返還期間内に返還されない場合は，遅延日数に応じ，延滞元金に対し年３％の

延滞利子を徴収します。

６　申込み及び貸付決定

　　貸付希望者は，養成施設の長の推薦を受け，養成施設を通じて，県社協に申込みします。県社協は申込み内容を審査し，貸付の可否を決定し通知します。

７　申込者の要件

　　次の（１）～（４）をすべて満たしていること。

　（１）養成施設に在学し，県内に住民登録をしている又は県内の養成施設に在学している方

　（２）優秀な学生かつ世帯の経済状況等から真に本修学資金の貸付が必要と認められる方

　（３）他都道府県が実施する保育士修学資金を借り受けていない方

　（４）卒業後，５年以上（過疎地域で従事した場合又は中高年離職者の場合は３年以上）宮城県内の指定施設において保育士業務に従事する意思を有する方

８　生活費加算を受ける方の要件

　　上記７に加え，次の（１），（２）のいずれかを満たしていること。

　（１）貸付申請時において生活保護受給世帯の方

　（２）前年度または当該年度において次のいずれかの措置を受けた方（申込方が被扶養者であ

る場合は扶養者）

　　　イ　地方税法第２９５条第１項に基づく市町村民税の非課税

　　　ロ　地方税法第３２３条に基づく市町村民税の減免

　　　ハ　国民年金法第８９条または第９０条に基づく国民年金掛け金の減免

　　　ニ　国民健康保険法第７７条に基づく保険料の減免又は徴収の猶予

９　未成年者

　（１）申込者が未成年者の場合は，貸付申込みに関して法定代理人の同意が必要です（同意は，

貸付申込書の「法定代理人の同意欄」に法定代理人自身による署名捺印があることをもって確認します）。

　（２）法定代理人が２名存在する場合は,双方から同意を得るため,連帯保証人になっていない方

から同意を得なければなりません。

10　中高年離職者

　（１）申込者が養成施設入学時点において45歳以上，かつ離職して２年以内の場合は，中高年

離職者として扱います。また，その場合の返還免除に関わる従事期間は３年間となります。

　（２）貸付決定後に，中高年離職者として申告があっても，承認することはできません。

11　申請の手続き

　（１）申込者は，以下の書類を養成施設を経由して県社協まで提出してください。

　　　イ　保育士修学資金借入申請書（様式第１号の１）

　　　ロ　養成施設の長の推薦書（様式第２号）

　　　ハ　個人情報の取扱同意書（様式第３号）

　　　二　申請者及び申請者と生計を一にする家族の前年の所得税額を証明する書類

　　　ホ　申請者，申請者と生計を一にする家族及び連帯保証人の住民票

　　　へ　（他の奨学金等の借入がある場合）借入状況（期間，金額等）が確認できる書類

　　　ト　（中高年離職者の場合）雇用保険被保険者離職証明書等の事実が確認できる書類

　　　チ　（生活費加算を申請する場合）生活保護受給証明書等の事実が確認できる書類

　　　※借入申請書は県社協のホームページより入手できます。

12　連帯保証人

　　連帯保証人は国内に居住する成年者１人以上を立てなければなりません。また，貸付希望者が未成年である場合は，連帯保証人は法定代理人でなければなりません。

13　申込方法

　（１）令和４年４月現在，養成施設に在学している方が申込み可能です。

　（２）入学準備金については令和４年度に入学した方のみ対象です。

　（３）借入申請書は在学する養成施設，又は県社協より入手してください。

　（４）借入申請書を記入の上，必要書類を添付し，養成施設に提出してください。

※養成施設では，申込書類に推薦状を添付し，県社協に送付してください。

14　申込書類記入上の注意

　（１）ボールペンを使用し，文字を訂正する場合は，修正液等は使用せずに訂正箇所を二重線で消して訂正印を押し書き直してください。摩擦熱により筆跡を消すことができる筆記用具は使用しないこと。

　（２）申込書類に事実と異なる記入や記入漏れがあった場合，貸付の可否を決定することができませんので御注意願います。

15　その他の留意事項

　（１）借入額について

　　　イ　申請年度以前に入学している場合は，入学準備金の貸付はできません。

　　　ロ　卒業後も働く予定の指定施設で働きながら修学している場合は，就職準備金の貸付はできません。

　（２）生活費加算について

　　　イ　生活費加算と生活保護を同時に受けることはできません。貸付申請時に生活保護世帯に属する方が生活費加算を受ける場合は，生活保護の廃止または世帯分離を行い，生活保護の適用がないことの確認を行います。

　　　ロ　生活費加算のみを申し込むことはできません（修学資金の貸付が必要です。）。

　　　ハ　一度貸付決定した方について，貸付期間中に転居，加齢等により級地区分が変更になる場合や生活扶助基準額の見直しがあった場合でも，加算額の変更はしません。

　（３）他資金との併給について

　　　イ　日本学生支援機構の奨学金や日本政策金融公庫の教育ローンとの併用は可能です。

　　　ロ　母子・父子・寡婦福祉資金など国庫補助で実施されている貸付事業との併用はできません。

　　　ハ　職業訓練や教育訓練給付制度を利用して保育士資格を取得する場合も併用はできません。

　　　ニ　令和２年４月１日より実施されている高等教育の修学支援新制度における授業料等減免の対象となっている学生は，減免後も自己負担が生じる場合に限り，減免額を差し引いた額の貸付が可能です（ただし，上限があります）。

　（４）指定施設について

　　　　指定施設とは別表に示す施設をいいます。

　（５）保育士業務への従事期間について

　　　イ　保育士登録を行い，宮城県内の指定施設に従事した日から返還免除要件の業務従事期間として算定します。

　　　ロ　保育士業務への従事期間は，月を単位として継続している必要があります。

　　　　　（例：当初就職した施設を退職した場合，その翌月に新たな施設に就職すれば継続しているとみなしますが，新たな施設への就職が翌々月以降になった場合には継続していることにはならず，返還となります。）

　　　ハ　非常勤職員として勤務する場合，１年間あたり180日以上勤務する必要があります。

　　　ニ　出産休暇・育児休業を取得する場合や疾病・負傷等により勤務できないことがやむを得ないと認められる場合は，その間返還猶予を受けることが可能です。ただし，その間は業務従事期間として算定することはできません。

16　お問い合わせ・書類提出先

　　社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会　震災復興・地域福祉部　人材確保・支援係

　　　〒980-0014　仙台市青葉区本町三丁目7-4　社会福祉会館１階

　　　電話：022-399-8844　　　E-mail：m-kashi-jinzai@miyagi-sfk.net

別表　　　　　　　　　　　従事先対象施設

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区域 | 法令・通知等 | | 施設別種別 |
| 県　内　施　設 | 児童福祉法 | 第６条の２の２第２項 | 児童発達支援センターその他厚生労働省令で定める施設 |
| 第６条の２の２第４項 | 児童発達支援センターその他厚生労働省令で定める施設 |
| 第６条の３第２項 | 放課後児童健全育成事業 |
| 第６条の３第７項 | 一時預かり事業 |
| 第６条の３第９項から第１２項までに規定する業務であって，第３４条の１５第１項の規定の事業及び同条第２項の認可を受けたもの | 家庭的保育事業 |
| 小規模保育事業 |
| 居宅訪問型保育事業 |
| 事業所内保育事業 |
| 第６条の３第９項から第１２項までに規定する業務又は第３９条第１項に規定する業務を目的とするものであって，法第３４条の１５第２項，第３５条第４項の認可又は認定こども園法第１７条第１項の認可を受けていないもの（認可外保育施設）のうち，右記に示すもの | 1. 第５９条の２の規定により届出をした施設 |
| 1. ①に掲げるもののほか都道府県等が事業の届出をするものと定めた施設であって，届出をした施設 |
| 1. 雇用保険法施行規則第１１６条に定めている事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の助成を受けている施設 |
| 1. 「看護職員確保対策事業等の実施について」に定める病院内保育所運営事業の助成を受けている施設 |
| 1. 国，都道府県又は市町村が設置する法第６条の３第９項から１２項までに規定する業務又は法第３９条第１項に規定する業務を目的とする施設 |
| 第６条の３第１３項 | 病児保育事業 |
| 第７条  (児童福祉施設) | 助産施設 |
| 乳児院 |
| 母子生活支援施設 |
| 保育所 |
| 幼保連携型認定こども園 |
| 児童厚生施設 |
| 児童養護施設 |
| 障害児入所施設 |
| 児童発達支援センター |
| 児童心理治療施設 |
| 児童自立支援施設 |
| 児童家庭支援センター |
| 第１２条の４ | 児童相談所に設置される児童を一時保護する施設 |
| 第１８条の６ | 指定保育士養成施設 |
| 学校教育法 | 第１条 | 教育時間終了後等に教育活動（預かり保育）を常時実施している幼稚園 |
| 「認定こども園」への移行を予定している幼稚園 |
| 子ども・子育て支援法 | 第３０条第１項第４号 | 特例教育・保育及び特定地域保育の確保が著しく困難である離島その他の地域であって内閣総理大臣が別に定める基準に該当する施設（へき地保育所） |
| 第５９条の２第１項 | 企業主導型保育事業 |
| 就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律 | 第２条第６項 | 認定こども園 |

**宮城県社会福祉協議会保育士修学資金貸付フロー図**

＜申請者提出書類＞

1.保育士修学資金借入申請書（様式第１号の１）

2.養成施設の長の推薦書（様式第２号)

3.個人情報の取扱同意書（様式第３号）

4.申請者及び申請者と生計を一にする家族の前年の所得税額を証明する書類

5. 申請者，申請者と生計を一にする家族及び連帯保証人の住民票（記載事項の省略のないもの）

6.借入状況が確認できる書類（他の奨学金等の借入がある場合のみ該

当）

7.雇用保険被保険者離職証明書等（中高年離職者のみ該当）

8.生活保護受給証明書等（生活費加算を申請する場合のみ該当）

1. 修学資金の貸付申請

【申請者 ⇒ 養成校 ⇒ 県社協】

② 修学資金の貸付決定

【県社協 ⇒ 申請者】

＜申請者提出書類＞

1.借用証書（様式第７号の１）

2.申請者，及び連帯保証人の印鑑証明書（未成年者を除く）

3.銀行口座振込依頼書（様式第８号），振込口座通帳の写し

③ 修学資金の貸付

【県社協 ⇒ 申請者】

＜申請者提出書類＞

1.貸付停止・再開・辞退届（様式第20号）

2.返還計画書（様式第10号）

**途中退学**

**貸付辞退**

＜提出書類＞

1.卒業届（様式第18号）

④ 卒　業

【申請者又は学校 ⇒ 県社協】

＜申請者提出書類＞

1.保育士修学資金貸付金返還猶予申請書（様式第13号）

2.業務従事届（様式第24号）　＜採用辞令等の写し添付＞

3.保育士登録届（様式第19号）　＜保育士証の写し添付＞

　※葉書の登録済通知書の写しではありません

⑤ 県内の保育所等で保育士

　として就業

　（返還債務の猶予申請）

【申請者 ⇒ 県社協】

**※県外の保育所等又は指定施設以外に勤務した場合は返還手続きが必要ですので県社協まで御連絡下さい。**

**＜注意＞**

**1.届け出事項が変更した場合は，異動届（様式第21号)を１か月以内に提出すること**

**2.就業先を変更した場合は，業務従事先変更届（様式第25号）を１か月以内に提出すること**

**3.病気,産休育休等のため離職した場合は、県社協まで御連絡ください。**

**途中退職**

・業務廃止届（様式第26号）※全員

◇２年以上従事後の退職の場合　⇒　貸付金の返還一部免除

・返還免除申請書(様式第14号)

・業務従事期間証明書(様式第15号）

　・返還計画書（様式第10号）

◇２年未満従事後の退職の場合　⇒　貸付金の全額返還

　・返還計画書（様式第10号）

**翌年以降**

【毎年４月末日までに提出】

・就業状況報告書（様式第22号）

＜提出書類＞

・返還免除申請書(様式第14号)

・業務従事期間証明書（様式第15号）

⑥ ５年間就業

（貸付金の返還全額免除）

　　【申請者 ⇒ 県社協】